平成27年度

農地パトロール (利用状況調査) 実施要領

> 平成27年5月 全国農業会議所

目 次

Ι	はじめに・・・・・・・・・1
п	農地パトロール(利用状況調査)の実施
2	. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 . 実施時期および内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 . 実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
<	〔参考>荒廃農地の発生・解消状況に関する調査・・・・・・・・・4
Ш	農地パトロール(利用状況調査)の結果に基づく 遊休農地対策の実施
	. 農業委員会が利用調整を推進・・・・・・・・・・・・・・・・・5. 利用意向調査で示した意向通りに 対応しない場合の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 4	. 所有者等が分からない場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<	(都道府県農業会議および全国農業会議所における 遊休農地対策への取り組み>
	. 都道府県農業会議······17 . 全国農業会議所······12
IV	農地の違反転用対策
2	. 違反転用事案の把握および都道府県知事等への報告・・・・・・・・・・12 . 営農型発電設備についての農地転用許可・・・・・・・・・・・12 . 違反転用防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

<別添資料>

農地パトロール(利用状況調査)と遊休農地指導の流れ(フロー図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·14
【参考例 1 】〇〇市(区町村)農地利用状況調査員設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•15
【参考例2】〇〇市(区町村)農地パトロール(利用状況調査)実施要領・・・・・	·18
【参考例3】〇〇市(区町村)遊休農地等の利用意向調査の手続き規定・・・・・・・	-20
遊休農地措置の手続きにかかる様式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-24
[農地法関係事務処理要領抜粋]	
(様式例第 13 号の 1) 利用意向調査書	
(様式例第 13 号の 2) 公示	
(様式例第13号の3)公示した旨の通知	
(様式例第13号の4) 農地法第32条第3項に基づく申出書	
(様式例第13号の5)農地法第35条第1項に基づく通知	
(様式例第 13 号の 6) 農地法第 35 条第 3 項に基づく通知	
(様式例第 13 号の 7) 勧告書	
(様式例第13号の8)農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書	
(様式例第 13 号の 14) 農地法第 43 条第 1 項に基づく通知	
(様式例第13号の18) 措置命令書	
(保入內另 13 5 0 16) 相 巨 叩 节 音	
別添 1 利用権設定等委任契約書例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 37
別添2 あっせん申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•46
農地パトロール3点セット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 47

I はじめに

農業委員会系統組織は、組織の活動目標の一つである「土地」対策において、農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を図ってきたが、昨今の遊休農地の増加とその解消が喫緊の課題であることを踏まえ、農地の利用状況の確認が不可欠との認識から、これまで組織運動として「農地パトロール」に取り組んできた。

そのようななか、平成 21 年 12 月の改正農地法の施行により、農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として「農地の利用状況についての調査」(以下、「利用状況調査」という)の実施が法律上で義務付けられることとなった。このため、当該調査の実施徹底と効率的実施の観点から、農地パトロールを「利用状況調査」として行っていくこととした。

平成 26 年には「農地中間管理事業の推進に関する法律」および「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」の施行により、農地利用の効率化・高度化の促進に向けて「農地中間管理機構」が創設され、併せて遊休農地対策も強化された。これまでの遊休農地所有者等に対する農業委員会の指導、通知、勧告等の一連の措置(従前の制度)が、「利用意向調査」、「農地中間管理機構との協議の勧告」等の措置へ再編、簡素化され、農地中間管理機構の活用を通じて遊休農地の有効利用を進める仕組みとなった。

こうした情勢のもと、農業委員会系統組織では、平成 26 年度から新たな組織運動である「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を発足し、「遊休農地の発生防止・解消対策」に引き続き力を入れて取り組んでいくこととしている。よって、農地パトロール(利用状況調査)による地域の農地利用の総点検および遊休農地の把握、農地中間管理機構等を活用した遊休農地の発生防止・解消、無断転用防止への働きかけについて、以下の通り、重点的に取り組むこととする。

Ⅱ 農地パトロール(利用状況調査)の実施

1. 趣旨

農地法第30条に基づいて行う「利用状況調査」 は、毎年1回、農業委員会が管内 全ての農地の利用状況について調査を行うものである。調査の結果、遊休農地および 遊休化のおそれがある農地の所有者等に対しては「利用意向調査」を実施し、農地の 利用意向を確認する。

確認した意向を踏まえ、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体への貸付やその他の方法による農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を進めていくことが農業委員会の役割として一層期待されているところである。

また、平成 20 年度より市町村と農業委員会が一体となって管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(以下、荒廃農地調査)は、調査の効率的な実施の観点から、平成 23 年度より「利用状況調査」と併せて実施することとしている。(荒廃農地調査の詳細は、p.4 参照)

2. 実施時期および内容

- 1) 実施時期
- O 毎年1回実施すること。
- 組織運動として、農地パトロールを全国にて集中的に実施するため、毎年8月~ 11月を「農地パトロール月間」とする。当該月間のなかで、あらかじめ実施時期を明確にしておくこと。(現場の実情に応じて、当該月間以外の時期に設定することも差し支えない)
- O 農地中間管理事業の年間スケジュールも考慮し、農地中間管理機構からの業務委託先である市町村と協議した上で、最適な時期に設定すること。

2) 実施内容

- a. 遊休農地および遊休化のおそれがある農地の把握(荒廃農地調査を含む)
- b. 農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認
- c. 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- d. 農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正
- e. 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地(以下、「納税猶予 適用農地」 という)の利用状況の確認
- f. 仮登記農地の利用状況の確認
- g. 営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適切な営農 状況の確認

3. 実施手順

- 1) 事前準備
- ①「実施要領」の決定

実施期間や調査の方法等を明確にした「実施要領」を農業委員会総会等で決めた うえで対応する。

②推進会議(仮称)の開催

農地パトロール実施者を対象に「農地パトロール (利用状況調査)推進会議 (仮称)」を開催する。参加者一人ひとりに対し、実施方法等の周知徹底を図るとともに、実施結果を踏まえた遊休農地所有者等への利用意向調査の実施方法等についても決定し進めていくものとする。

③地図等の用意

現地確認にあたり、詳細な地図やこれまで実施した調査結果の一覧表等を用意する。対前年比が分かるようにすることが調査の効率化につながるため、前年度に活用した地図も併せて用意することが望ましい。

また、農業委員の活動(調査)内容を記録するため、「農業委員活動記録セット」 も活用する。

④活動の見える化

目に見える取り組みとするために、「農地パトロール3点セット(マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ)」 (p.47 参照) および身分証を用意し、調査時には携行する。遊休農地、無断転用等関連のリーフレット(全国農業図書にて発

刊) 等も用意しておくと良い。

5広報活動

農業委員会による取り組みを広く周知することに加え、遊休農地・違反転用等の発生防止の啓発効果をねらい、事前に農地パトロール(利用状況調査)を実施する旨を農業委員会だよりや市町村広報誌等で周知する。さらに、地元新聞社やテレビ局等マスコミへの周知にも努める。

2) 調査の実施およびその方法

①対象農地

管内すべての農地を対象とする。なお、「農地パトロール月間」以外の時期に、 別途、利用状況を把握している農地がある場合、当該農地は「農地パトロール月間」 の農地パトロール(利用状況調査)の対象から除いても差し支えない。

②実施体制

年1回管内全ての農地を確認するにあたって、詳細で濃密な調査が実施出来るよう、旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切り、区域ごとに地区担当の農業委員を定める。

本調査は、荒廃農地調査も兼ねていることから、市町村職員や農業団体等とも協力して実施する。

※ 必要に応じて地域農業に精通した者等を調査員(協力員)として設置することも可能。その際は、手当の支払いも可能だが、支払い根拠として「調査員設置要綱」等(p.15 参照)を作成し委嘱すること。

③実施方法

- a. 地図等を利用しながら、一筆の農地ごとに、まずは道路からの目視で確認する。 但し、災害その他の事由により、その土地への進入路が荒廃しているため立ち入 ることが困難な場合は、この限りではない。
- b. 道路からの目視により雑草が繁茂しているなど、遊休化等が確認された場合は、 利用状況の写真を撮り、その旨を地図等に記録する。なお、すでに山林化されて いる箇所は調査することが困難なため、目視で確認できれば調査したものとみな す。

3)調査結果の整理、活用

①調査結果の整理

農地パトロール(利用状況調査)終了後は、調査実施者等関係者による報告・検 討会を開催し、調査結果を整理するとともに、現状と課題を把握する。

遊休農地(荒廃農地調査A分類)および遊休化のおそれがある農地については、「利用意向調査」に向け様式作成等の準備を進める。

再生困難な農地(荒廃農地調査B分類)については、非農地判断を含めて、農地 以外の利用の促進を検討する。

②市町村への情報提供

荒廃農地調査の結果整理のため、市町村にも調査結果の情報提供を行う。

③「人・農地プラン」の作成活動

調査結果を当該プラン作成活動に活用し、人・農地プランへの位置付け(地域の中心となる経営体に集積される農地としての位置付け)も検討する。

4)農地台帳等への反映、管理

利用状況調査の結果を農地台帳に反映する。

く参考>

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査

1. 概要

当該調査は、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 農振第 1168 号農村振興局長通知をもって 「耕作放棄地全体調査」(平成 20 年度より実施)が改正されたものである。食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月閣議決定)で定められた平成 32 年の農地の確保に向けた荒廃農地の再生利用の取り組みであるとともに、農地台帳上と現況の農地面積の帯離を是正するために不可欠な取り組みであることを踏まえ、毎年実施している調査である。

具体的には、これまで把握している農地の状況の変化(解消、荒廃度合の進展等)を確認するほか、目視により新たに発生した荒廃農地の把握を行う。

なお、これらの荒廃農地については、一筆毎にその荒廃状況を調査表(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表)に整理の上、市町村単位で集計(A分類およびB分類集計表)を行い、市町村が都道府県へ提出する。

また、この調査は、調査要領に基づき、市町村と農業委員会が共同で行うとと もに、必要に応じて他にも応援を求めることとなっている。

2. 調査結果の分類方法

調査結果の分類方法は以下の通り。

<荒廃農地の区分>

- ① A分類(再生利用が可能な荒廃農地)
- ② B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)
 - → 農業委員会が農地・非農地判断を行う。
 - → 農地と判断したものはA分類に編入し、非農地は通知を行う。

<解消された荒廃農地の区分>

- ① 営農再開(営農再開した農地。市民農園等としての利活用、景観作物の植栽も含む)
- ② 基盤整備後営農再開(基盤整備事業等が実施中であり、完了後に営農再開の予定 のある農地)
- ③ 保全管理(抜根、整地等の後、耕作に向けた草刈り等を行い、常に耕作しうる状態に保つ取り組み)

Ⅲ 農地パトロール(利用状況調査)の結果に基づく 遊休農地対策の実施

- ◎農地パトロール (利用状況調査) と遊休農地対策の流れについては、別添フロー図 (p. 14) も参照のこと。フロー図の内容については、以下の通り。
- 1 農業委員会が利用調整を推進
- 1)「利用意向調査」の実施 (農地法第32条第1項、第2、第4項、第5項、第33条第1項)
- ① 調査対象農地

農地パトロール(利用状況調査)の結果、遊休農地および遊休化のおそれのある農地に該当したもの

遊休農地:

- ○過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有 者等による農地の維持管理(草刈り、耕起等)や農作物の栽培が行われる見込み がない農地
- ○農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地

遊休化のおそれがある農地:

次のいずれかに該当するもの

- ア. その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが死亡したもの
- イ. その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したもの
- ウ. 農地法第39条第1項の規定による裁定により設定された農地中間管理権の 残存期間が1年以下であるもの
- エ. 農地法第43条第2項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が1年以下であるもの

(対象とならない農地)

- 非農地判断の手続きを準備している農地(荒廃農地調査におけるB分類農地)
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定により農地中間管理権に 係る賃貸借又は使用貸借が解除されたもの
- ・農地法第4条第1項または第5条第1項の許可に係るもの
- ・農地法第35条第2項ただし書の規定による通知に係るもの
- ・土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるもの

② 調查対象者

- ①の対象農地にかかる
 - a. 所有者等 (所有者又は所有権以外の使用収益権者)
 - b. 共有農地において、過半の持分を有する所有者等が分かる場合は、その 所有者等すべての者(※)

※ 一方、共有農地が遊休化している場合で、過半の持分を有する者の所在が分からないときには、農業委員会は「所有者等を確知できない旨」を公示し、所定の手続き(3を参照)を進めること(農地法第32条第3項)

③ 調査方法

調査は、調査様式 (p.24 参照) の送付または対面聞き取りにより行う。

④調査内容(利用意向について)

利用意向について、以下のア~オを確認する。

- ア. 農地中間管理事業を利用する
 - →<u>都道府県農業公社(農地中間管理機構)を通じて、農地を貸したい・借りたい方</u> (※農業振興区域内の農地についてのみ選択可)
- イ. 農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する → 市町村・農協・市町村農業公社を通じて、農地を貸したい・借りたい方 (※市街化区域を除いて選択可。また、農地所有者のみ選択可)
- ウ. 自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定 若しくは移転を行う
- エ. 自ら耕作する

オ・その他

2) 利用意向調査に基づく利用関係の調整(農地法第34条)

農業委員会は、1)の利用意向調査により確認した農地所有者等の意向を勘案しつつ、農地の農業上の利用の増進が図られるよう、以下の通り、農地の利用調整、あっせん等を行う。

【農業振興地域内】

① 農地中間管理機構に通知(農地法第35条1項)

利用意向調査により、農地所有者等から農地中間管理事業利用の希望が出された場合、農業委員会はその旨を当該機構に通知する[様式第 13 号の 5] (p.31)。 (その後、当該機構は、農地中間管理事業を利用する意思を示した農地の所有者等に対して農地中間管理権の取得に係る協議を申し入れる。)

但し、当該機構は、当該農地が当該機構の事業規程の基準に不適合の場合は、 その旨を農業委員会および当該農地の所有者等に通知し、協議の申し入れは行わ ない。この場合、当該農地について、農業委員会はその他の方法で利用関係の調 整を行うこと。(次の③参照)

② 農地利用集積円滑化団体に通知(農地法第35条3項)

利用意向調査により、農地所有者等から農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業の利用(白紙委任)の希望が出された場合、農業委員会はその旨を当該円滑化団体に通知する[様式第13号の6](p.32)。(当該円滑化団体は、農地所有者代理事業を利用する意思を示した農地の所有者等に対して事業実施に係る協議を申し入れる)

③ あっせん等その他利用関係の調整

利用意向調査により自ら所有権移転や賃借権等の設定等を行う意思がある者の 農地、また、機構が受け入れなかった農地は、農業委員会のほか関係する機関で 連携し、農地バンク制度やあっせん事業等を活用しながら、地域の農業者、集落 法人、企業参入者等への農地の貸付を促す。

受け手となる担い手を見つけることが困難な農地については、6次化施設、レジャー振興施設、再エネ施設等、地域農業の振興に繋がる利用を検討する。

【農業振興地域外】

上記①の農地中間管理事業の利用は、農業振興地域内農地のみが対象となるため、農業振興地域外の農地については、②の円滑化団体への白紙委任(市街化区域は原則除く)、③のあっせん等により農業委員会ほか関係機関で調整、あっせんを行う。

2 利用意向調査で示した意向通りに対応しない場合の措置

1) 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告(農地法第36条第1項)

次のア~エに該当する場合は、農業委員会は農地所有者等に対して「農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきこと」を勧告する。[様式第13号の7](p.33)

なお、勧告を行ったときは、農業委員会はその旨を農地中間管理機構に通知する。(農地法第36条2項) [様式第13号の8] (p.34)

- ア. 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヶ月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき
- イ. 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して 6ヶ月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき
- ウ. 農業上の利用を行う意思がないとき
- エ.「利用意向調査書」の発出日から起算して6ヶ月を経過した日においても意 思の表明がないとき

(参考) 勧告後の措置―都道府県知事による裁定

- ① 勧告した後、2ヶ月以内に協議が整わない場合、または協議が出来ない場合は、 農地中間管理機構は勧告から6ヶ月以内に都道府県知事に対して農地中間管理権 の設定について裁定を申請できる(農地法第37条)。
- ② 申請を受けた都道府県知事は、その旨を公告するとともに、農地の所有者等に通知し、2週間を下らない期間を指定して、意見書を提出する機会を設けること(法第38条)
- ③ 意見書の内容等を考慮して、申請された農地が引き続き農業上の利用が図られな

いことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るために必要かつ適当であると認めるときに、都道府県知事は「農地中間管理権を設定するべき」旨を裁定する(法第39条)

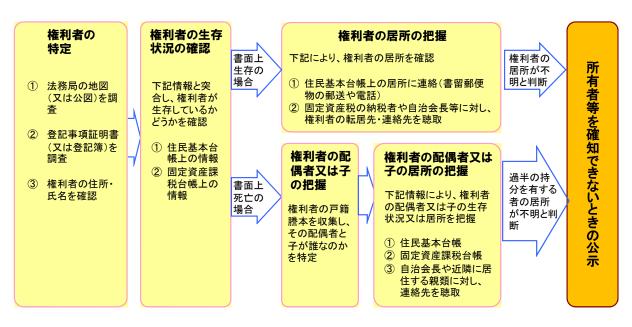
④ 都道府県知事は、裁定について、農地中間管理機構と農地の所有者等に遅滞なく 通知するとともに公告する(法第40条)

3 所有者等が分からない場合の対応

1) 所有者が確知できない場合の公示(農地法第32条第3項)

利用状況調査を行った結果、次の①、②の調査をしても利用意向調査の対象となる農地の所有者等(所有者又は所有権以外の使用収益権者)が分からない場合(共有農地の場合、過半の持分を有する者の所在が分からないときも含む)は、農業委員会は「その農地の所有者等を確知できない旨」等を公示します[様式第13号の2](p.28)。

- ① 農地台帳および登記簿において所有者等とされる者が生存しているとみられる場合、住民基本台帳等との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、その者の居所を確認
- ② 農地台帳および登記簿において所有者等とされる者が死亡している場合、その者の戸籍謄本を収集し、その相続人(当該権利者の配偶者又は子に限る)の居所について、住民基本台帳等との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により確認



2) 所有者が確知できない場合の農地利用(農地法第43条第1項)

公示の日から6ヶ月以内に所有者等から申し出がないときは、農業委員会は農地中間管理機構にその旨を通知する。(その後、農地中間管理機構は、通知から4ヶ月以内に、都道府県知事に対し、当該農地の利用権の設定について裁定を申

請できる。)

(参考) 都道府県知事による裁定(農地法第43条)

- ① 前述2の1) (参考)の①と同様
- ② " ②と同様
- ③ の「農地中間管理権を設定するべき」を「利用権を設定するべき」に読み替える
- ④ " ④と同様

3) 所有者が確知できた場合(農地法第32条第4、5項)

1)の公示により、所有者等が確知できた場合は、その者に対して利用意向調査を行い、農地の利用意向を確認する。(1と同様の措置) (共有農地の場合、過半の持分を有する者の所在が分かった場合、そのすべての者に利用意向調査を行う。)

4 その他の留意点

1)緊急の場合の措置命令(農地法第44条)

遊休農地において支障の除去(病害虫の発生、土石の堆積等により周辺地域の営農条件に著しい支障が生じる恐れのある場合)が必要な場合には、市町村長による措置命令(草刈り、土石の排除等)を行い、命令に従わない場合は、市町村長が自らその支障の除去を講じることができる。

また、所有者等が不明の場合は、公告(一定の期間を定め必要な措置を講じる旨、及び期限内に措置を講じないときは市町村長が措置を講じ、それに要した費用を徴収すること)を行った上で、市町村長が自らその支障の除去を講じることができる。

なお、代執行を行った際に要した費用については、どちらの場合においても農 林水産省令の定めるところにより、所有者等に負担させることができる。

※「事務処理要領」様式例第 13 号の 18「措置命令書」(p. 36) を参照

2) 農地台帳、地図への反映、管理

遊休農地対策の措置状況(経過)等を農地台帳へ速やかに記載すること。また、 遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図による管理にも努めること。

3) 活動実績等の記録の徹底

農地パトロールの実施をはじめ、遊休農地対策活動の実績等を農業委員ごとに 「農業委員活動記録セット」(全国農業図書)の活動記録簿に記録すること。

また、一定期間ごとに農業委員会事務局で各農業委員の活動記録簿の確認・とりまとめを実施すること。

4)農地・非農地判断(非農地通知)

平成26年度の農地法改正により、農業委員会は市町村からの依頼を受けることなく、総会や農地部会にて農地・非農地判断ができるようになった。また、これまでは判断の前に所有者等への判断する旨の通知、現況確認が必要であったが、

これらの手続きも省略された。

これにより、農業委員会は、利用状況調査および荒廃農地調査によりB分類 (赤)と判定した農地について、再度の現地確認を要することなく、総会・農地 部会に諮り、農地・非農地判断を行う。

非農地と判断された対象地については、所有者等はじめ都道府県、市町村、法務局等の関係機関に非農地になった旨を通知する(非農地通知)。「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理することから、農地台帳からは削除すること。

一方、非農地と判断されなかった対象地は、農地として取扱い、利用意向調査 を実施する。

(留意点)

- ※ 農地・非農地の判断については、相続税・贈与税納税猶予、農業者年金、土地改良賦課金等にも影響を及ぼすことから、総会等で判断を諮る前に、対象地に関する情報を確認しておくことが望ましい。
- ※ 判断する対象地の所有者等へ事前連絡をした方が良いと考えられる場合は、従来 のように事前連絡を入れた後、判断をすることも検討する。 事前連絡等を行い、所有者等から非農地扱いを認めない旨の連絡があった場合は、 農地として取扱い、利用意向調査を実施し、意向に合わせて利用調整を行う。
- ※ 現況の再確認の有無についても、利用状況調査時に一度確認するだけでは正確な 非農地判断が困難であると考えられる場合、従来のように複数名で現況確認を行っ てから判断することを検討する。

5) 納税猶予適用農地の適正な管理・指導

平成26年度の農地法改正により、納税猶予期限の確定内容も変更されることとなった。

平成17年4月1日以降に行われた贈与・相続に係る特例農地については、"農地中間管理機構と協議する旨の勧告"がなされた時点で期限の確定が行われる。

農地中間管理機構の事業実施地域外においては、農業委員会の利用意向調査後、①耕作の意思表明から6ヶ月過ぎても、農地の利用増進が図られない、②貸し付け・譲渡の意思表明から6か月過ぎても、利用権の設定等が行われない、③農業上の利用を行わない意思表明、④利用意向調査から6ヶ月意思表明なし、⑤農業上の利用の増進が図られないことが確実、のいずれかに該当する場合は、その旨を税務署並びに適用者に通知する。

納税猶予については、農業上の利用がされていること(耕作されていること)が前提となっているため、納税猶予適用農地で遊休農地となっている場合は、期限を確定させないために所有者等に早急に解消してもらう必要がある。そのため、遊休化している納税猶予適用農地を確認した場合は、速やかに所有者等への連絡、解消指導を行うこと。

6) 農林水産省による調査等への実績報告や成果の公表

利用状況調査を含め、遊休農地対策の実施状況等は、下記の調査等において報告すること。

- ① 農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状況調査(農林水産省調査) (予定)
- ② 農業委員会活動の点検・評価 (適正化通知に基づいて農業委員会が実施、農林水産省に報告)
- ③ 「機構集積支援事業」の実績報告
- ④ 農業委員会活動整理カード(農業委員会系統組織の取り組みとして全国農業会議 所が実施し、インターネットで公表)等

7) 関係機関・団体との連携

以上のような遊休農地措置を講じるまでもなく、遊休農地の発生を未然に防止することこそ重要であり、農地法第1条、第2条の2、第30条の趣旨・内容については、農地所有者等に十分な理解を得るよう戸別訪問、座談会等で説明するなど、関係機関・団体との連携の下に推進すること。

また、農業委員会が担う役割を効果的に発揮するため、荒廃農地調査における 一方の実施主体である市町村のほか、耕作放棄地再生利用緊急対策の実施主体で ある地域耕作放棄地対策協議会、経営所得安定対策における「耕作放棄地の再生 利用計画」を作成する地域農業再生協議会との連携を図ること。

く都道府県農業会議および全国農業会議所における

遊休農地対策への取り組み>

1. 都道府県農業会議

1) 優良農地の確保に向けた申し合わせ決議の実施

組織運動である「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進とともに、 遊休農地の解消、違反転用防止など優良農地の確保、有効利用に向けた申し合わ せ決議を行うこと。

2) 農業委員会の活動支援

農地パトロール月間前に、集中的な巡回指導、研修会の開催等により農業委員会に対し遊休農地対策に関する指導・支援に努めること。また、農地中間管理機構等に通知された農地について、円滑に貸付が行われるよう、必要な支援を行う。

3) 実施状況の点検

管内農業委員会における農地パトロール(利用状況調査)の実施状況について 適宜点検を行い、今後の遊休農地の解消活動等に反映させること。その際、取り 組み状況のとりまとめも行うよう努めること。

4) PR活動の実施

農地パトロール出陣式を企画するなど、遊休農地対策活動の対外的なPRを行

う。その際には、一般マスコミ、農業会議情報、各種関連チラシ等を活用する。 併せて、農業委員会に対しては、「農地パトロール3点セット(マグネット板、 農業委員会腕章、農業委員キャップ)」、「農業委員活動記録セット」や関連す るリーフレット(全国農業図書による発刊)の積極的な活用の促進を呼びかける こと。

2. 全国農業会議所

1) 啓発宣伝活動の実施

- ① 全国農業新聞にて遊休農地対策の特集ページを組むなど、効果的な活動の周知に 努める。
- ② 全国農業図書と連携し、「農地パトロール3点セット(マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ)」、「農業委員活動記録セット」や関連リーフレットを作成・有償配布する。

2) 活動支援·協力、情報提供

市町村農業委員会、都道府県農業会議の活動に対し、情報提供を含む支援・協力を行う。

IV 農地の違反転用対策

違反転用については、「事務処理要領」に基づき、農業委員会が無断転用事案を知ったときは、都道府県知事に報告することとされているが、総務省の「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視結果」においては、違反転用に対する処分が不十分とされ、都道府県知事への報告の徹底が求められている。

このため、以下による違反転用防止対策の推進を図ること。

1 違反転用事案の把握および都道府県知事等への報告

農業委員会は、「事務処理要領」第4の7の(1)に基づき、転用許可を得ずに無断で転用されたものや許可時に付した条件に違反しているもの(違反転用事案)を知ったときは、速やかにその事情を調査し、遅滞なく都道府県知事に報告書を提出する。

2 営農型発電設備についての農地転用許可

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」(平成25年3月31日24農振第2657号農村振興局長通知)により、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要とされた。農業委員会では、利用状況調査の際、営農型発電設備に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていない場合には、必要な指導助言を行うとともに、許可権者に報告する。

3 違反転用防止対策

1) 啓発活動の実施

住民への注意喚起のためのチラシの作成・配布、広報車による呼びかけなど効

果ある啓発活動を強化すること。

2) 農地法の適正・適切な運用

農地転用の申請に際しては、計画の内容・実現性等について転用許可基準により的確な審査を行うなど、通知・ガイドライン等に従い、適確に対応すること。 また、関係機関と連携し、許可後の経営の状況、工事の進捗状況の把握に努め、 必要に応じて是正指導を行うなど、許可事項を遵守させること。

3) 関係機関・団体との日常的な連絡調整と情報共有

産業廃棄物の不法投棄等を発見した場合は、保健所、環境対策関係課、都道府 県等との連絡調整、情報共有に努めること。(「運用通知」第2の7(1)を参照) また、納税猶予適用農地に違反転用が発覚した場合には、農業委員会は直ちに 所轄税務署等に連絡するとともに、すぐに是正が見込まれない場合は、遅滞なく、 租税特別措置法に基づく通知を行うこと。

4) 監視・通報の仕組みづくりに向けた地域住民への呼びかけ

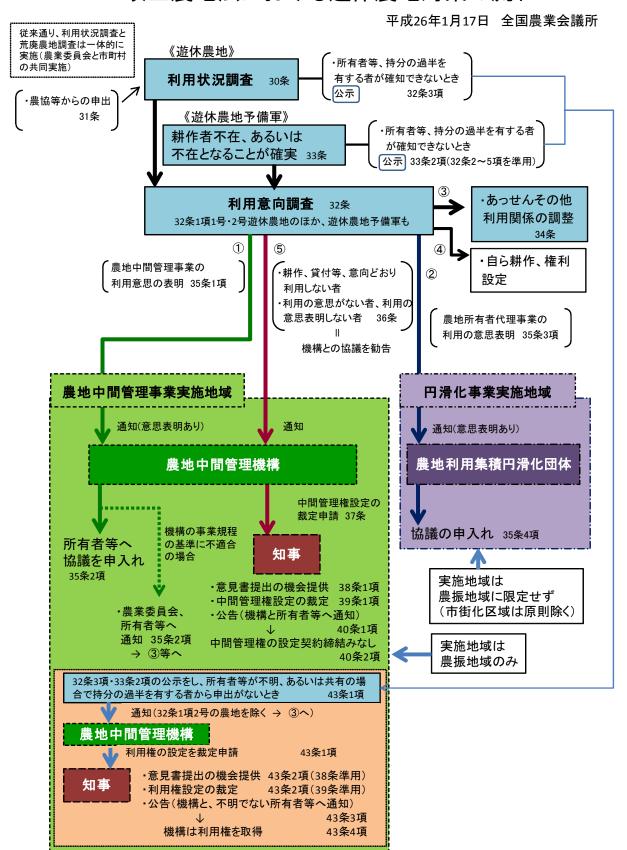
農地転用の許可申請の受付をはじめ、農地の違反転用や不法投棄に関する問い合わせ、相談は農業委員会が行っていることを広く住民に啓発・普及すること。 さらに、違反転用防止に向けて地域住民への啓発を図るため、農家や農地転用 関係事業者等へのリーフレットの配布、市町村・農業委員会の窓口への備え付け をはじめ、役場、公民館、集会所等の出入口等へのポスター掲示の取り組みを積 極的に行うこと。(「運用通知」第2の7(1)イ(ア)を参照)

<参考>

「運用通知」: 平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4530 号農振 1598 号農林水産省経営局長農村振興局長連名通知「『農地法の運用について』の制定について」

「事務処理要領」: 平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4608 号農振 1599 号農林水産省経営局長農村振興局長連名通知「農地法関係事務処理要領の制定について」

改正農地法における遊休農地対策の流れ



【参考例1】

〇〇市(区町村)農地利用状況調査員設置要綱

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇農業委員会

(目的)

第1条 〇〇市(区町村)農業委員会(以下「委員会」という。)は、優良農地の確保と有効利用に向けた遊休農地の発生防止と解消、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進を図る観点から、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の実施にあたり、委員会に〇〇市(区町村)農地利用状況調査員(以下「調査員」という。)を置く。

(職務)

- 第2条 調査員は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。
- (1) 毎年1回、担当する地区の農地の利用状況について確認すること。
- (2)必要に応じて、農業委員会会長(以下「会長」という。)の指示のもと、担当する地区の農地の利用状況について確認すること。
- (3)確認・把握した遊休農地、農地の違反転用等について、速やかに農業委員会に報告すること。
- (4) その他「利用状況調査実施要領」に基づき、会長が必要と認めた業務。

(資格)

第3条 調査員の資格は次の通りとする。 広く農業に関心を持ち、地域の農地事情に通じている者。

(調査員の数)

第4条 調査員は、○○人とし、地区担当の調査員数は別表の通りとする。

(委嘱)

第5条 調査は、地区を担当する委員から推薦された者のうちから、地域別、その他 を勘案し、会長が委嘱する。

(身分証明書の携帯)

第6条 農業委員会は、会長が委嘱した調査員の身分証明書を発行し、調査員が職務 を遂行する際、常に携帯させるものとする。(別添参照) (任期)

- 第7条 調査員の任期は、委嘱のあった日から委嘱のあった日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 調査員を解嘱した場合は、速やかに後任の調査員を委嘱する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

- 第8条 会長は、調査員が次の各号の一に該当することになった場合は解嘱すること ができる。
 - (1) 第3条に掲げる資格を失ったとき。
 - (2) 辞退の申し出があったとき。
 - (3) その他会長が解嘱する必要があると認めたとき。

(会議)

第9条 会長は、必要に応じて調査員会議(報告・検討会等)を開催することができる。

(手当)

- 第10条 調査員には、手当を支給する。
- 2 手当は、日額○○○○円とし、毎月一括して支払う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

〔別表 (第4条関係)〕

地区名	調査数	地区名	調査数
○○地区	〇人	○○地区	〇人
○○地区	〇人	○○地区	〇人
○○地区	〇人	○○地区	〇人
○○地区	〇人	合 計	〇〇人

身分証明書

下記の者は、農地法第30条に基づく農地利用状況調査員で

あることを証明する。

(農業委員会法第29条第2項に定める立入調査時の身分証明)

(草玄脊未干)

生年月日: 年 月

住 所:

発行者: (所属農業委員会名)

믑

発行年月日: 年 月 日

(用紙の大きさ:日本工業規格B8 64mm×91mm)

【参考例2】

〇〇市(区町村)農地パトロール(利用状況調査)実施要領

○○年○○月○○日 ○○農業委員会

(趣旨)

第1条 農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地 の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。

このため、農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、

②農地の違反転用発生防止対策-等について重点的に取り組む。

なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査として行うこととする(以下、利用状況調査と併せて実施する農地パトロールを「農地パトロール(利用状況調査)」という)。

(農地パトロール月間)

第2条 ○○月~○○月までを農地パトロール月間として設定する。

(実施の対象及び内容)

第3条 農地パトロール (利用状況調査) は全ての農地を対象に、農業委員、農業委員会事務局、農業委員会協力員や地域農業に精通した者、農業団体等の協力を 得て実施する。また、本調査は、荒廃農地調査も兼ねていることから、市町村職 員や農業団体等とも協力して実施する。

なお、実施にあたっては、次の事項を主体的に行う。

- (1) 遊休農地および遊休農地のおそれのある農地の把握(荒廃農地調査を含む)
- (2)農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認
- (3)農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- (4) 農地の違反転用の早期発見
- (5) 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地(以下、納税猶 予適用農地という)の利用状況の確認
- (6) 仮登記農地の利用状況の確認
- (7) 営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適切な営 農状況の確認

(趣旨の徹底)

第4条 農地パトロール (利用状況調査) の実施にあたっては、参加者を集めた「農地パトロール (利用状況調査) 推進会議」を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する。

(事前準備)

第5条 農地パトロール (利用状況調査) を実施する際には、区域を区切って地区 担当の農業委員を定める。また、農地等の図面については農業委員会事務局であ らかじめ準備する。

(調査結果の整理等)

- 第6条 農地パトロール (利用状況調査) 終了後は、参加者による報告・検討会を 開催し、現状と課題を整理するとともに、事後手続きの対応について協議する。
 - (1)遊休農地については、農地法第32条以下に基づく①農地所有者等への利用意向調査の実施、②(農地中間管理事業を利用する意思がある者について)農地中間管理機構への通知、③農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の措置を進めるとともに、これらの結果(経過)を農地台帳に記載する。
 - (2) 違反転用農地については、「農地法関係事務処理要領の制定について」に 基づく指導を行う。
 - (3)納税猶予適用農地については、違反転用の事実を発見した場合及び農地法第36条の規定により農地中間管理権の取得に関する協議の勧告をした場合は、遅滞なく、当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知する。
 - (4) 農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理し、農地台帳からは削除する。

(広報)

第7条 事前に農地パトロール (利用状況調査) を実施する旨を地元新聞社やテレビ局等のマスコミへ周知にする。また、農業委員会だよりや広報誌等でも周知し、対外的な PR に努める。

(連絡・調整)

第8条 農地パトロール (利用状況調査) の実施にあたっては、○○県農業会議及び○○県庁との緊密な連携、調整を図る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

【参考例3】

○○市(区町村)遊休農地等の利用意向調査等の手続き規定

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇農業委員会

1 調査方針

農地の遊休化は、限られた資源である農地の活用、近隣の農地利用への影響等の 点から好ましくなく、今後の農業振興を図るうえからも、その解消を図ることが重 要である。そこで、農業委員会では、遊休農地の農業上の利用の増進を図るため、 農地法第32条による利用意向調査の手続き規定を次のとおり定める。

2 調査対象

農地パトロール (農地法第30条第1項に基づく利用状況調査)により農地の利用状況等についての調査を行い、遊休農地および遊休化のおそれがある農地があるときは、その農地の所有者等 (所有者又は所有権以外の使用収益権者、共有農地の過半の持分を有する所有者等が分かる場合はその所有者等すべての者)に対し調査を行う。

遊休農地:

- ○過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理(草刈り、耕起等)や農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ○農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地

遊休化のおそれがある農地:

次のいずれかに該当するもの

- ア. その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが死亡したもの
- イ. その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したもの
- ウ. 農地法第39条第1項の規定による裁定により設定された農地中間管理権の残存期間が1年 以下であるもの
- エ. 農地法第43条第2項の規定による裁定により設定された利用権の残存期間が1年以下であるもの

3 調査方法

調査は、調査様式の送付または対面聞き取りにより行う。

4 調査内容

農地の利用意向について、以下のア~オを確認する。

- ア. 農地中間管理事業を利用する
 - (※農業振興区域内の農地についてのみ選択可)
- イ. 農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する (※市街化区域を除いて選択可。また、農地所有者のみ選択可)
- ウ. 自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定 若しくは移転を行う
- エ. 自ら耕作する
- オ. その他

5 利用意向調査の結果に基づく利用関係の調整

農業委員会は、利用意向調査により確認した農地所有者等の意向を勘案しつつ、 農地の農業上の利用の増進が図られるよう、以下の通り、農地の利用調整、あっせ ん等を行う。

①農地中間管理機構に通知

利用意向調査により、農地所有者等から農地中間管理事業の利用の希望が出された場合、農業委員会はその旨を当該機構に通知する。

②農地利用集積円滑化団体に通知

利用意向調査により、農地所有者等から農地利用集積円滑化団体が行う農地所有 者代理事業の利用(白紙委任)の希望が出された場合、農業委員会はその旨を当該 円滑化団体に通知する。

③あっせん等その他利用関係の調整

利用意向調査により自ら所有権移転や賃借権等の設定等を行う意思がある者の農地、また、機構が受け入れなかった農地は、農業委員会ほか関係する機関で連携し、農地バンク制度やあっせん事業等を活用しながら、地域の農業者、集落法人、企業参入者等への貸付を促す。

6 調査内容の記録と報告・公表

利用意向調査を行ったときは、その方法が書面か口頭かに関わらず、その都度、経過が分かるよう農地台帳に記録する。併せて、下記の調査等においても報告すること。

- ① 農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状況調査(農林水産省調査)
- ② 農業委員会活動の点検・評価(適正化通知に基づいて農業委員会が実施、 農林水産省に報告)
- ③ 「機構集積支援事業」等の実績報告
- ④ 農業委員会活動整理カード(農業委員会系統組織の取り組みとして全国農業会議所が実施し、インターネットで公表)等

7 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告

次のア〜エに該当する場合は、農業委員会は農地所有者等に対して「農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきこと」を勧告する。

なお、勧告を行ったときは、農業委員会はその旨を農地中間管理機構に通知する。

- ア. 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヶ月を経過した自においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき
- イ. 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヶ月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき
- ウ. 農業上の利用を行う意思がないとき
- エ.「利用意向調査書」の発出日から起算して6ヶ月を経過した日においても意 思の表明がないとき

8 所有者等が分からない場合の対応

(1) 所有者が確知できない場合の公示

利用状況調査を行った結果、次のア、イの調査をしても利用意向調査の対象となる農地の所有者等(所有者又は所有権以外の使用収益権者)が分からない場合(共有農地の場合、過半の持分を有する者の所在が分からないときも含む)は、農業委員会は「その農地の所有者等を確知できない旨」等を公示する。

- ア. 農地台帳および登記簿において所有者等とされる者が生存しているとみられる場合、住民基本台帳等との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、その者の居所を確認
- イ. 農地台帳および登記簿において所有者等とされる者が死亡している場合、 その者の戸籍謄本を収集し、その相続人(当該権利者の配偶者又は子に 限る)の居所について、住民基本台帳等との突合、集落・地域代表者等 の関係者への聞き取り等により確認

(2) 所有者が確知できない場合の農地利用

公示の日から6ヶ月以内に所有者等から申し出がないときは、農業委員会は 農地中間管理機構にその旨を通知する。(その後、農地中間管理機構は、通知 から4ヶ月以内に、都道府県知事に対し、当該農地の利用権の設定について裁 定を申請できる。)

利用意向調査書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる(その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる)ことから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要事項を記入の上、同封の返送用封筒にて返送してください。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)

- 2 利用状況
 - (1) 調査年月日
 - (2) 調査者
 - (3) 利用状況
- 3 留意事項

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第 36 条の規定に基づき農地中間管理機構と協議 すべき旨を勧告しますので、留意願います。

- (1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヵ月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。
- (2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった 日から起算して6カ月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われてい ないとき。
- (3) 農業上の利用を行う意思がないとき。
- (4) 本通知発出日から起算して6カ月を経過した日においても意思の表明がないとき。 なお、上記に該当する場合でも、正当の事由があるときは、この限りではありません。

- 1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を それぞれ記載する。
- 3 別添「農地における利用の意向について」の用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、返信 用封筒を同封すること。

農地における利用の意向について

平成	年	月	日
住所			
氏名			印
電話番	号		

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から6月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法(昭和27年法律第229号)第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権等の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

	当該農地について、農地中間管理事業を利用します。(注1)
	当該農地について、農地利用集積円滑化団体(団体名:○○)が行う農地所有者代理事業を利用します。(注2)
	当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。
	自ら耕作します。
	その他
()	自由記載欄)

- (注1) 農業振興区域内の農地についてのみ選択可能。
- (注2) 市街化区域外のみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)

- 1 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 農地の所在・地番ごとに異なる意向がある場合には、当該農地ごとの「農地における利用 の意向について」を作成し、提出してください。

下記農地は農地法第32条第1項第〇号に該当する農地であるので、同条第3項の規定に基づき 公示する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32 条第1項の 該当号	農地の所有 者等の情報

農地法第32条第1項第1号及び第2号

- 第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく 劣つていると認められる農地
- 4 この公示は、農地法第32条に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである。
- 5 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 6 また、この公示があった日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、 農地法第43条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都 道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

- 1 記の1の「農地法第32条第1項の該当号」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。

公示した旨の通知

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は、〇年〇月〇日付けで行った利用状況調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる(その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる)ものと判断がなされました。

しかしながら、当該農地の所有権又は所有権以外の権限について二分の一を超える持ち分を有する者を確知できなかったため、別添のとおり公示しましたのでその旨通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32 条第1項の 該当号	農地の所有 者等の情報

農地法第32条第1項第1号及び第2号

- 第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく 劣つていると認められる農地
- 2 この公示があった日から起算して6か月以内にその農地又はその農地について、申出がなかった場合には、農地法第43条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがありますので、申し添えます。

- 1 記の1の「農地法第32条第1項の該当号」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

農地法第32条第3項に基づく申出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所:

氏名: 印

農地法第32条第3項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m²)

所有権に関する事項	所有者の氏名			
所有権以外の権利に 関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名	
関 り の 事 均				

- 2 権限を証する書類(別添)
- (1)
- (2)
- (3)

- 1 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び 代表者の氏名を記載してください。
- 4 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利(賃借権等)の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

農地法第35条第1項に基づく通知

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

農地法第35条第1項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に 関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住所:

電話番号:

- 1 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権原が設定されている場合 に記載する。「内容」欄には、権利(賃借権等)の存続期間、借賃等を記載する。法人である 場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

農地法第35条第3項に基づく通知

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地利用集積円滑化団体代表者名 殿

農業委員会会長 印

農地法第35条第3項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に 関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住所:

電話番号:

- 1 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び 代表者の氏名を記載する。
- 2 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権原が設定されている場合に 記載する。「内容」欄には、権利(賃借権等)の存続期間、借賃等を記載する。法人である場合 は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

勧告書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

農地法第36条第1項の規定に基づき、下記の農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勧告します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m²)	農地に関する 権利の種類

2 勧告の理由

○○のため、農地法第36条第1項第○号に該当します。

3 農地中間管理機構の連絡先

農地中間管理機構名:

住所: 電話番号:

(留意事項)

勧告があった日から起算して2ヶ月以内に農地中間管理機構との協議が整わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構が都道府県知事に対し、上記農地について農地中間管理権の設定に関し、裁定を申請することがあることを申し添えます。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第13号の8

農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿 (農地の所有者氏名 殿)

農業委員会会長 印

下記農地の所有権等に対して、農地法第36条第1項の規定に基づき勧告したので、同条第2項に 基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m²)	所有者等の住所・氏名・電 話番号

- 2 農地中間管理機構は、上記農地の所有者等に連絡してください。
- 3 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 記の1の農地の所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 農地の所有者あてに通知する場合は、記の2を削る。
- 3 記の3の「その他参考となるべき事項」 には、勧告書の内容、土地の状況を記載する(必要に応じて図面、写真等を添付)。

農地法第43条第1項に基づく通知

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

農地法第32条第3項の規定に基づき公示した下記農地について、所有者等からの申出がなかったので、同法第43条第1項に基づき通知します。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条第 1 項の 該当号	農地の所有 者等の情報

農地法第32条第1項第1号及び第2号

- 第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく 劣っていると認められる農地

(記載要領)

- 1 「農地法第32条第1項の該当号」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号のいずれに該当するかを記載する。
- 2 「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

措置命令書

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

住所

氏名 殿

市町村長 印

下記の農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと 見込まれる(その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく 劣っていると認められる)農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じている ため(又は生じるおそれがあるため)、農地法第44条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を 講ずることを命じます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m²)	農地に関する 権利の種類	備考

- 2 講ずべき支障の除去等の措置の内容
- 3 命令の履行期限年 月 日
- 4 命令を行う理由

(留意事項)

- 1 命令の履行期限までに支障の除去等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、当職において支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収する場合があります。
- 2 本命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます(農地法第66条)。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を それぞれ記載する。

別添1

(利用上の注意)

本契約書例は、基本的な内容を参考として示したものであり、活用する際は農地利用集積 円滑化団体に委任する内容に応じて加筆又は修正して差し支えありません。

利用権設定等委任契約書例

委任者及び受任者は、この契約書の定めるところにより、利用権設定等委任契約(以下「本契約」という。)を締結する。

この契約書は、2通作成して委任者及び受任者がそれぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

委任者(以下「甲」という。)

氏 名

囙

住 所

受任者(以下「乙」という。)

農地利用集積円滑化団体名

代表者名

印

住 所

第1条(契約の趣旨)

甲は、乙に対し、甲が所有する土地について、利用権(農業上の利用を目的とする 賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得さ れる使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)の設定若しくは移転、所有権 の移転(以下「利用権の設定等」という。)又は農作業の委託に関する事務を委任し、 乙はこれを受任する。

第2条(利用権の設定等の事務を委任する土地)

甲は、乙に対し、本契約により次の土地(以下「委任土地」という。)について、利用権の設定等又は農作業の委託に関する事務を委任するものとする。

Ī	所 在	地 番	地 目	面積(m²)	委任する事務の種類	備考
Ī						

注1: 「委任する事務の種類」は、「賃借権の設定又は移転の委任」、「使用貸借による権利の設定 又は移転の委任」、「農業経営の委託の委任」、「所有権の移転の委任」及び「農作業の委託の 委任」のうちから選択して記入する。

注2: 備考欄には、現に権原に基づき使用及び収益する者並びに農作業の委託を受けている者が ある場合は、その旨を記入する。

第3条 (委任事務の範囲)

乙は、次に掲げる事務(以下「本件委任事務」という。)について、甲を代理するものとする。

- 一 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者(以下「適格者」という。)の選定に関すること。
- 二 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整 に関すること。
- 三 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の許可の申請並びに農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。
- 四 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。
- 2 委任土地について、農用地利用集積計画によって賃借権又は使用貸借による権利の 設定若しくは移転を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙1 のとおりとする。
- 3 委任土地について、農用地利用集積計画によって所有権の移転を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙2のとおりとする。
- 4 委任土地について、農用地利用集積計画によって農業経営の委託を行う場合の条件 その他法律関係に関する事項については、別紙3のとおりとする。

第4条(賃借権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等)

乙は、委任土地について利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合は、次に掲げる事項について、あらかじめ甲が申し出た内容を基に適格者と協議するものとする。 なお、乙と適格者との協議の結果、甲が申し出た内容と異なる場合は、乙は甲の同意を得て決定するものとする。

- 一 賃借権の設定又は移転を行う場合は、賃借権の設定時期、賃借権の存続期間、借 賃及び借賃の支払方法
- 二 使用貸借による権利の設定又は移転を行う場合は、賃借権の設定時期及び賃借権 の存続期間
- 三 所有権の移転を行う場合は、所有権移転の時期、対価、対価の支払方法、対価の 支払期限及び引渡しの時期
- 四 農業経営の委託を行う場合は、農業経営の委託により設定される権利の設定時期、 農業経営の委託により設定される権利の存続期間及び損益の決済方法
- 五 農作業の委託を行う場合は、契約期間、作業の内容及び委託料金

第5条(再委任の禁止)

乙は、本件委任事務の一部又は全部を再委任しないものとする。

第6条(専属専任)

甲は、委任土地について、本件委任事務を乙以外の者に対し、重ねて委任すること はできないものとする。

また、甲は、本契約に係る土地について、自ら利用権の設定等又は農作業の委託を 行うことはできないものとする。

第7条(相手方等の指定の禁止)

甲は、本契約の締結に当たり、委任土地について利用権の設定等又は農作業の委託 の相手方を指定することはできないものとする。

第8条 (契約の期間)

本契約の有効期間は、平成年月日から平成年月日までとする。なお、この期間は、甲及び乙の合意に基づき更新することができるものとする。

第9条(契約の承継)

相続等により甲の有する所有権を承継した者(以下「一般承継人」という。)は、本契約に基づく委任者の地位を承継するものとし、当該地位を承継した者(以下「地位承継者」という。)は、速やかにその旨を乙に対し届け出なければならないものとする。なお、一般承継人が複数であるときは、その中から代表者1名を地位継承者として選任し、その旨を乙に対し通知させるものとする。

第10条(契約の解除)

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には本契約を解除することができる。

- 一 本契約に違反する行為があった場合で、相当の期間を設けて本契約上の履行を催 告しでもなお、義務の履行がない場合
- 二 自然災害等による委任土地の滅失、汚染等によって農業上の利用が困難になった と認められる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が農地利用集積円滑化団体でなくなったときは、本契 約は当然解除されたものとする。

第11条(契約の解約)

本契約の有効期間中において、本契約を解約する場合は、双方の合意により解約するものとする。

第12条(賃借権の設定等をすることができない場合の農地情報の提供)

乙は、適格者に対して利用権の設定等又は農作業の委託をすることができないと認

めたときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知するとともに、次に掲げる委任土地に 関する情報を農用地のあっせん又は新規就農者等への農地情報の提供を行う機関及び 団体へ提供できるものとする。

- 一 土地の所在
- 二 地番
- 三 面積
- 四 地目
- 五 作付状況
- 六 基盤整備状況
- 七 借賃、賃借期間、売買単価(10a 当たり)及び権利移転の時期

第13条(資料等の提供)

甲は、乙から本件委任事務の処理に必要となる資料等の提供を要請された場合には、 無償で応ずるものとする。

第14条(秘密保持)

乙は、第12条により農地情報を提供する場合を除き、甲から提供を受けた情報を全て秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 提供を受けたときに既に保有していた情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 提供を受けた情報に関係なく、独自に開発した情報
- 四 本契約に違反することなく公知となった情報
- 五 甲が、文書をもって開示に同意した情報

第15条(報告)

- 一 乙は、毎年、本件委任事務の処理状況を記載した報告書を作成し、甲に送付する ものとする。
- 二 甲は、必要と認めるときは、前号にかかわらず本件委任事務の処理状況につきる に報告を求めることができるものとする。

第16条(本契約に定めのない事項の取扱い)

その他本契約に定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

別紙1

(1) 借賃の支払猶予

賃借権を設定する者(利用権の設定等が行われる土地の所有者。以下「丙」という。)は、賃借権の設定を受ける者(以下「丁」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

丙及び丁は、賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸文は譲渡

丁は、あらかじめ市町村に協議した上、丙の承諾を得なければ当該土地を転貸し、 又は賃借権を譲渡しではならない。

(4) 修繕及び改良

ア 丙は、丁の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、 自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他丙におい て修繕することができない場合で丙の同意があったときは、丁が修繕することが できる。

この場合において丁が修繕の費用を支出したときは、丙に対してその償還を請求することができる。

イ 丁は、丙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良 が軽微である場合には丙の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 丙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 丁は、当該土地に係る農業災害補償法 (昭和 22 年法律第 185 号) に基づく共済 掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金については、丙及び丁が別途協議するとこ るにより負担する。

(6) 当該土地の返還

- ア 賃借権の存続期間が満了したときは、丁は、その満了の日から○○日以内に、 丙に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、 修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ず る形質の変更については、丁は、原状回復の義務を負わない。
- イ 丁は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、丙の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において丙及び丁の聞で有益費の額に ついて協議が整わないときは、丙及び丁双方の申出に基づき市町村が認定した額

を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 丁は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地 の返還に際し、名目のいかんを間わず返還の代償を請求しではならない。

(7) 賃借権に関する事項の変更の禁止

丙及び丁は、農用地利用集積計画に定めるところにより設定される賃借権に関する事項は変更しないものとする。ただし、丙、丁及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

農業経営基盤強化促進法第四条第2項第6号に規定する者に対する賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加する。

(9) 契約の解除

丙は、丁が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約 を解除するものとする。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、丁は、その終了の日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に復して返還する。丁が現状に復することができないときは、丙が現状に回復するために要する費用を丁が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

丙の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、丁は 丙に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。

別紙2

(1) 所有権の移転

所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

農用地利用集積計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者(以下「丙」という。)は担保物権等を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、丙が負担する。

- (5) 所有権の移転の登記(市町村が嘱託により登記することができることとなったとき) 農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者(以下「丁」という。)の請求により、市町村の嘱託により行うものとし、丙はこれに協力しなければならない。
- (6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、了が負担する。その他の経費については、 丙及び了が協議して決める。

(7) 法律関係の解除

丙文は丁は、相手方が農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、農 用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(8) その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

別紙3

(1) 善管注意義務

経営の委託を受けた者(以下「丁」という。)は、委託を受けて行う農業の経営(以下「受託農業経営」という。)を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って当該経営の委託をした者(以下「丙」という。)の利益の最も適合するように配慮しなければならない。

(2) 主宰権

受託農業経営の運営に関する事項は、農用地利用集積計画に定めるもののほか、丁が決定する。

(3) 収穫物の所有権

受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、丁に帰するものとする。

(4) 受託農業経営に係る損益の帰属

受託農業経営に係る損益は、丙に帰属するものとする。

- (5) 受託農業経営に係る損益の計算方法
 - ① 受託農業経営に係る損益は、次に掲げる算式により計算するものとする。

受託農業経営に係る販売金額-受託農業経営に係る受託経費 (共済金を含む。) (受託報酬を含む。)

なお、丙又は丁に交付された補助金の額の取扱いについては、別途丙及び丁の 協議の上定めるものとする。

- ② 丁は、受託農業経営に係る受託経費(受託報酬を含む。)の内訳を整理しておくものとする。
- (6) 租税公課の負担

丙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (7)改良
 - ① 丁は、丙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微で、ある場合には、丙の同意を要しない。
 - ② 丁の負担した当該土地の改良経費は、丙が負担するものとする。ただし、丙及び丁が協議の上、これと異なる定めをした場合にはその定めによる。
- (8) 損害の賠償

丁は、異常気象、水害その他の災害による受託農業経営の収量の減少、当該土地の損壊、滅失等丁の故意又は過失によらない損害についての責めを負わないものとする。

(9) 解約に当たっての相手方の同意

丙及び丁は、利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(10) 再委託の禁止

丁は、受託農業経営の再委託をしてはならない。

(11) 当該土地の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、丁は、その満了した日から〇〇日以内に、 丙に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、天災地変等その他の不 可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によっ て生ずる形質の変更については、丁は、原状回復の義務を負わない。

イ 丁は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、 名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(12) 経営受委託に関する事項の変更の禁止

丙及び丁は、農用地利用集積計画に定める経営受委託に関する事項は変更しない ものとする。ただし、丙、丁及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められ る場合は、この限りでない。

(13) その他

ア 受託者が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、このほか当該農業協 同組合又は農事組合法人が定めている農業経営受託規程によるものとする。

イ 農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生 じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。 (別添2)

あっせん申出書

下記農用地等につき(売買、貸借、交換)のあっせんを申し出ます。

なお、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入している等農地移動 適化あっせん事業によるあっせんの対象とすることが不適正な事実がないことを確 約致します。

記

所	在	地	目	面	積

平成 年 月 日

印

○○農業委員会長 殿

- (注) 1 要領9のイのあっせんの申出の場合には、所在等の記載は要しない。
 - 2 () 内のなお書きは、農用地等の所有者からのあっせんの申出の場合に限ること。それ以外の場合は削除しておくこと。